

「持家建設奨励金」を申請する方へ

(中古住宅の購入も対象となります)

新築の場合

津別町内に自ら居住するため所有する住宅を新築（新築住宅の購入を含む）し、10年以上の町内定住を確約する人に対して交付するものです。

ただし、次の事項に該当する方は奨励金の交付を受けられません。

- ①自ら居住しない住宅を新築又は新築購入した方
- ②新築又は新築購入した住宅が関係法令等に違反している方
- ③町税その他、町に対する債務の履行を遅滞している方
- ④新築又は新築購入した住宅が建築費の50パーセント以上の賠償金、補償金等を国、道、町等の公共団体から受けた方
- ⑤1棟の床面積（居住部分）が80平方メートル未満の住宅の方

持家建設奨励金の額は、1棟30万円です。

更に申請時において以下の項目に該当する場合は、項目ごとに30万円が加算されます。

- ①申請時において同居する小学生以下の子どもがいる場合
- ②申請時において引き続き2年以上町外に住所を有する場合
- ③町内の建設業者に発注した場合
- ④住宅の品質確保等に関する法律第3条に規定する日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の「高齢者等配慮対策等級に」に示された「等級3」のバリアフリー住宅の基準を満たす場合（玄関の出入口の段差における規定を除く）
- ⑤町内で加工された製材を床面積の1平方メートル当たり0.1立方メートル以上使用した場合

申請手続きの仕方

- ①奨励金の申請時期

住宅建築工事着工前に申請してください。

- ②申請書に添付する書類

- ・定住確約書
- ・住宅建築図面（位置図・配置図・平面図・立面図）
- ・着手前の敷地写真
- ・町内の建設業者に発注する場合は、工事請負契約書の写し

- ③その他、提出を要する書類

- ・工事着手届.....着手した後提出してください（着手後の写真も）
- ・工事完了届.....完成し、表示登記が終了した後提出して下さい。

添付書類 不動産登記を証明する全部事項証明書（建物登記）

住民票（家族全員分）納税証明書、町内製材事業者の出荷証明書



中古住宅購入の場合

この奨励金は津別町内に自ら居住するため、新築以外の住宅を売買によって購入（固定資産税課税標準額200万円以上）し、10年以上の町内に定住を確約する人に対して交付するものです。

ただし、次の事項に該当する方は奨励金の交付を受けられません。

- ①自ら居住しない住宅を購入した方
- ②購入した住宅が関係法令等に違反している方
- ③町税その他、町に対する債務の履行を遅滞している方
- ④購入した住宅が建築費の50パーセント以上の賠償金、補償金等を国、道、町等の公共団体から受けた方
- ⑤購入住宅の固定資産税課税標準額が200万円未満の住宅の方

持家建設奨励金の額は、1棟30万円です。（中古住宅の購入には加算はありません）

後期高齢者医療制度のお知らせ

～減額認定証、医療費通知の発行について～

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成24年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も引き続き該当になる方には、7月中旬に新しい減額認定証を送付しますので、そちらをご利用ください。

また、対象となる方で減額認定証をお持ちでない方は、役場の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください。

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・老齢福祉年金を受給されている方



(色はオレンジです)

医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望される方に医療費通知を送付しています。

次の発行は、9月（平成24年1月～6月の医療費を対象）に行います。

新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合又は役場の後期高齢者医療担当へご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。受診年月、診療を受けた医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額（10割の金額）を記載しています。

この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011 - 290 - 5601

保健福祉課 健康医療グループ
後期高齢者医療担当
☎76 - 2151(内線229)